

市庁舎中層棟 1、2号揚水ポンプ更新修繕仕様書

1 修繕名

市庁舎中層棟 1、2号揚水ポンプ更新修繕

2 修繕期間

令和8年7月24日から令和9年3月31日まで

3 修繕場所

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 中層棟地下1階機械室

4 修繕内容

別紙「参考資料」で示す揚水ポンプ (No.1、No.2) 計2台と接続配管を更新し、既設配管と接合すること。

なお、既設ポンプに接合している圧力計 (1MPa用×100Φ、コック付き) とポンプドレン配管も併せて更新すること。

【現行機概要】

メーカー：(株) 極東機械製作所、型式：M100-II-1 標準多段型
口径：100mm、段数：2、揚水量 (ℓ/min)：800、全揚程 (m)：50、
回転数 (rpm)：1,750、所要動力 (kw)：15、電圧 (V)：200

【参考品番】 テラル (株) SM100-2-615A-e

※同等の性能を有するものであれば参考品番以外のポンプでも構いません。

5 注意事項

(1) 修繕にあたり必要な部材類については受注者で用意し、既設機器の処分についても本修繕に含むものとする。

(2) 騒音が発生する作業は、原則、土日祝日の閉庁日に実施すること。開庁日の執務時間後 (平日午後5時30分以降) に実施する必要がある場合は、事前に発注者と協議すること。

※機械室内での作業になるため、多少の作業音は問題ありませんが、上階や機械室外に響くほどの騒音は必ず閉庁日に実施ください。

(3) 断水が発生しないよう1機ずつ更新すること。やむを得ず断水作業が発生する場合、発注者と協議の上、閉庁日に作業を行うこと。

(4) 配管サポート、基礎部など既設流用できるものは流用すること。また、

新設ポンプは既設基礎部にアンカー固定し、芯出し調整を行うこと。

- (5) 新設管には白色（既設管に近い色）で塗装処理を行うこと（ポンプ部は塗装不要です。）
- (6) ポンプ更新に伴う電気工事を含むこと。

6 一般事項

- (1) 本修繕は、本仕様書により行い、記載されていない事項はすべて標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部制定）最新版によるものとする。
- (2) 作業着手前、作業中、完成時、事故発生時及び監督員の指示する場所を撮影し、作業終了後速やかに報告書とともに提出すること。
- (3) 搬入路は、監督員と十分な打ち合わせを行い、良好な維持管理を行うこと。なお、良好な維持管理、復旧に要する費用は一切受注者の負担とする。
- (4) 既設建物（設備）と本修繕との取り合い、納まり等図示なき部分も遺漏なき様施工のこと。本修繕によって支障が生じる場合は監督員の指示により養生または移設し現状復旧のこと。遅滞なく行い、これに要した費用はすべて受注者の負担とする。